

利用規約

(名称)

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証マーク利用規約

(前文)

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証マーク利用規約(以下「本規約」という。)は、宮城県(以下「県」という。)の「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要領」(以下「実施要領」という。)第5で定めた認証マークを使用するに際して、遵守すべき事項を定めたものです。

認証マークデータのダウンロードを希望する者(以下「申請者」という。)は、本規約に同意した上で申請を行ってください。

(権利帰属等)

第1条 認証マークに関する一切の権利(著作権, 商標権等を含む。)は、全て県に帰属します。

(申請)

第2条 申請者は、電子メールに必要事項を記入し、申請を行ってください。

2 申請は認証マークを使用する店舗・施設ごとに行うものとします。

(申請要件)

第3条 申請者は、「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要領」(以下「実施要領」という。)第5の認証を受け、その認証期間を満了していない店舗(以下「認証事業者」という。)であって、認証マークの使用を希望する者(以下「使用者」という。)に限ります。

2 認証事業者以外は、原則として、認証マークを使用することができません。ただし、「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の取組を広く広報することを目的として地方自治体や報道機関等が使用する場合などであって、県の許諾を受けた場合には、この限りではありません。

(認証マークの使用)

第4条 使用者は、以下の場合に限り、認証マークを使用することができます。

- 1 認証店舗への掲示に使用する場合
- 2 利用客への広告を目的として、認証店舗のホームページ、広告物、名刺及びその他印刷物等へ掲載する場合

(禁止行為)

第5条 認証マークの使用に当たり、以下の行為を禁止いたします。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

- 1 発行された認証マークを第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- 2 発行された認証マークを加工・編集・改ざんする行為※デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。

- 3 発行された認証マークを他の商品名、サービス名、商標、マーク、企業名等の一部として使用すること。
- 4 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 5 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- 6 その他宮城県が不相当と認める行為

(使用者の責任)

第6条 使用者が前条の禁止行為など本規約に違反して認証マークを使用していると県が認めた場合、県は使用者に対し、認証マークの使用停止、廃棄、認証の取り消し、その他県が必要と認める措置を求めるものとし、使用者はこれに応じるものとします。

(免責)

第7条 宮城県は申請を受けて発行した認証マークにつき、事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、権利侵害などを含みます。)が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、宮城県は申請者に対して、かかる瑕疵を除去して認証マークを提供する義務を負いません。

2 認証マークの使用及び使用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、宮城県及びサービス提供者は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は認証事業者又は第三者の損害に対して宮城県は一切の責任を負いません。

(本規約の改訂)

第8条 本規約は、宮城県の判断で、あらかじめ通知することなく、改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、宮城県ホームページ又は認証制度事務局ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されるものとし、使用者は、変更後も認証マークを使用し続ける場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

なお、変更後の本規約について同意できない場合、速やかに認証マークの使用を中止していただきます。

(費用)

第9条 申請及び申請に必要な機器類は、使用者自らの判断と負担においてご用意ください。また、認証マークデータは無料で利用できますが、通信料等は使用者の負担となります。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本規約は日本法に準拠します。また、ユーザーと宮城県の間で紛争が生じた場合、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。